

○伊勢崎市手数料条例（抜粋）

別表第8（第2条関係）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者又は求める者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額（当該判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した額をそれぞれ合算した額）の手数料を納付しなければならない。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第2項後段の規定による消費性能適合性判定 建築物内の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準（以下この表において「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下この表において「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次のアからキまでのいずれかに該当する建築物（以下この表において「工場等」という。）で、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第5欄に掲げる額

- ア 工場
- イ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- ウ 水産物の増殖場又は養殖場
- エ 倉庫
- オ 卸売市場
- カ 火葬場
- キ と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

床面積	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額	工場等で消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	工場等で消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	265,000円	104,000円	30,000円	26,000円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	341,000円	136,000円	40,000円	35,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	487,000円	220,000円	95,000円	89,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	599,000円	286,000円	140,000円	133,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	708,000円	345,000円	173,000円	166,000円
25,000平方メートル以上	808,000円	403,000円	214,000円	205,000円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項又は第3項後段の規定による消費性能適合性判定 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額。ただし、工場等で消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額、工場等で消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第5欄に掲げる額

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条により軽微な変更に応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額（当該証明に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した額をそれぞれ合算した額）の手数料を納付しなければならない。ただし、工場等で消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額、工場等で消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第5欄に掲げる額（当該証明に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した額をそれぞれ合算した額）の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）について、同項の規定による認定又は同法第36条第1項の規定による変更の認定（以下この表において「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）住宅の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

床面積	金額	適合証を添付した場合の金額
200平方メートル未満	33,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	5,000円

(2) 共同住宅（長屋を含む。以下この表において同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。）次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額

ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合当該申請に係る住戸の数が次の表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

戸数	金額	適合証を添付した場合の金額
1戸以上4戸以下	65,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	108,000円	19,000円
16戸以上45戸以下	183,000円	42,000円
46戸以上	262,000円	75,000円

イ 住棟について又は住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅（以

下この表において「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。) にあっては (ア) に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の合算額

- (ア) 住棟内の住戸の数がアの表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額
- (イ) 住棟内の共用部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

床面積	金額	適合証を添付した場合の金額
300平方メートル未満	65,000円	9,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	108,000円	19,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	183,000円	42,000円
5,000平方メートル以上	262,000円	75,000円

- (3) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。） 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額

ア 住宅について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅の床面積の合計が(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

イ 建築物について又は住宅及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下この表において「誘導基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この表において「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される場合にあっては同表の第3欄に掲げる額

床面積	誘導基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
300平方メートル未満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	265,000円	104,000円	16,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	341,000円	136,000円	25,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	487,000円	220,000円	75,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル	599,000円	286,000円	118,000円

ル未満			
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	708,000円	345,000円	149,000円
25,000平方メートル以上	808,000円	403,000円	186,000円

- (4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅であるものに限る。） 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額
- ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住戸の数が(2)アの表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額
- イ 建築物について又は住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあつては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に掲げる額の合算額
- (ア) 建築物内の住戸の数が(2)アの表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額
- (イ) 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が(2)イ(イ)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額
- (ウ) 建築物内の非住宅部分（住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。）の床面積の合計が(3)イ(イ)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額
- (5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が(3)イ(イ)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額
- 4 前項の場合において、消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算出した額を合算した額とし、同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する同法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算出した額を合算した額とする。
- 5 消費性能向上計画の認定の申請をする者が、当該申請に係る消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る3の項の規定の適用については、同項(1)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(2)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(3)ア及びイ(ア)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(3)イ(イ)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と、同項(4)ア並びにイ(ア)及び(イ)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(4)イ(ウ)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と、同項(5)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と読み替えるものとする。
- 6 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行うものは、3の項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）及び4の項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法第6条第1項（同法第87条の4に

において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば別表第3の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下この表において「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下この表において「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下この表において「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

床面積	性能基準が適用される場合の金額	モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
200平方メートル未満	33,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	19,000円	5,000円

(2) 共同住宅(非住宅部分を有しないものに限る。仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が次の表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下この表において「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

戸数	性能基準が適用される場合の金額	フロア入力法に係る基準及び仕様基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
1戸以上4戸以下	65,000円	31,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	108,000円	54,000円	19,000円
16戸以上45戸以下	183,000円	97,000円	42,000円
46戸以上	262,000円	146,000円	75,000円

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

床面積	性能基準が適用される場合の金額	フロア入力法に係る基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
300平方メートル未満	65,000円	31,000円	9,000円

300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満	108,000円	54,000円	19,000円
2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満	183,000円	97,000円	42,000円
5,000平方メートル以 上	262,000円	146,000円	75,000円

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

床面積	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
300平方メートル未 満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル以 上1,000平方メー トル未満	265,000円	104,000円	16,000円
1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満	341,000円	136,000円	25,000円
2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満	487,000円	220,000円	75,000円
5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満	599,000円	286,000円	118,000円
10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満	708,000円	345,000円	149,000円
25,000平方メー トル以上	808,000円	403,000円	186,000円

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅であるものに限る。） 仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が(2)アの表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入

方法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が(2)イの表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 建築物内の非住宅部分（住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。）の床面積の合計が(3)イの表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が(3)イの表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

8 消費性能に係る認定の申請をする者が、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能基準が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの又は5の項に規定する規則で定める図書を添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、同項中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と読み替えるものとする。